

## これからの介護サービス事業の運営のために

～ 東京都における在宅サービス事業者（福祉系）への実地検査の状況について ～

東京都福祉保健局指導監査部指導第一課

## 目 次

1	指導と監査について	… P 1
2	福祉系居宅介護サービス事業者等実地検査実施方針	… P 4
3	勧告・命令等について	… P 9
4	行政処分(指定の取消し、指定の全部又は一部の効力の停止)について	… P 12
5	関係法令について	… P 15
6	平成25年度 指摘が多い事項(居宅介護支援事業所)	… P 18
7	平成25年度 指摘が多い事項(訪問介護事業所)	… P 30
8	平成25年度 指摘が多い事項(介護予防訪問介護事業所)	… P 39
9	平成25年度 指摘が多い事項(通所介護事業所)	… P 43
10	平成25年度 指摘が多い事項(介護予防通所介護事業所)	… P 53
11	平成25年度 指摘が多い事項(用具貸与・予防用具貸与・用具販売・予防用具販売)	… P 57
12	平成25年度 指摘が多い事項(共通)	… P 58
13	自己点検票について	… P 62
14	ホームページのご紹介	… P 63

## 1. 指導と監査について

### 「指導」について

利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に置き、高齢者虐待防止等の取組による利用者の処遇、サービスの質の向上及び適正な介護報酬の請求の観点から、健全な事業者育成のための支援に主眼を置いて実施する。

【実施方法】 ① 集団指導 ② 実地指導

#### ① 集団指導

一定の場所に事業者を集め、講習等の方式により実施する。区市町村が行う事業者連絡会、高齢社会対策部介護保険課（東京都）、東京都国民健康保険団体連合会等が行う説明会又は事業者が集う機会を活用し、主催者からの講師派遣依頼により行う。

平成25年度実施状況 1, 527事業者

#### ② 実地指導

（都道府県が行う実地指導）

介護保険法第24条（帳簿書類の提示等）

厚生労働大臣又は都道府県知事は、介護給付費等に関して必要があると認めるときは、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った居宅サービス等に関し、報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、介護給付等を受けた被保険者又は被保険者であった者に対し、当該介護給付等に係る居宅サービス等の内容に関し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

以下（略）

（区市町村が行う実地指導）

介護保険法第23条（文書の提出等）

市町村は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該保険給付を受ける者若しくは当該保険給付に係る居宅サービス等（居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下同じ。）を担当する者若しくは保険給付に係る第45条第1項に規定する住宅改修を行う者又はこれらの者であった者（第24条の2第1項第1号において「照会等対象者」という。）に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

## 「監査」について

法令・指定基準等の違反、介護報酬の不正請求又は不適切な介護サービスの提供が明らかかな場合には、介護保険制度への信頼維持及び利用者保護の観点から、悪質な事業者を排除することに主眼を置いて、機動的に実施する。

### 介護保険法第76条（報告等）

都道府県知事又は市町村長は、居宅介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定居宅サービス事業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業員であった者（以下この項において「指定居宅サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定居宅サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

以下（略）

※居宅介護支援：第83条、介護予防：第115条の7

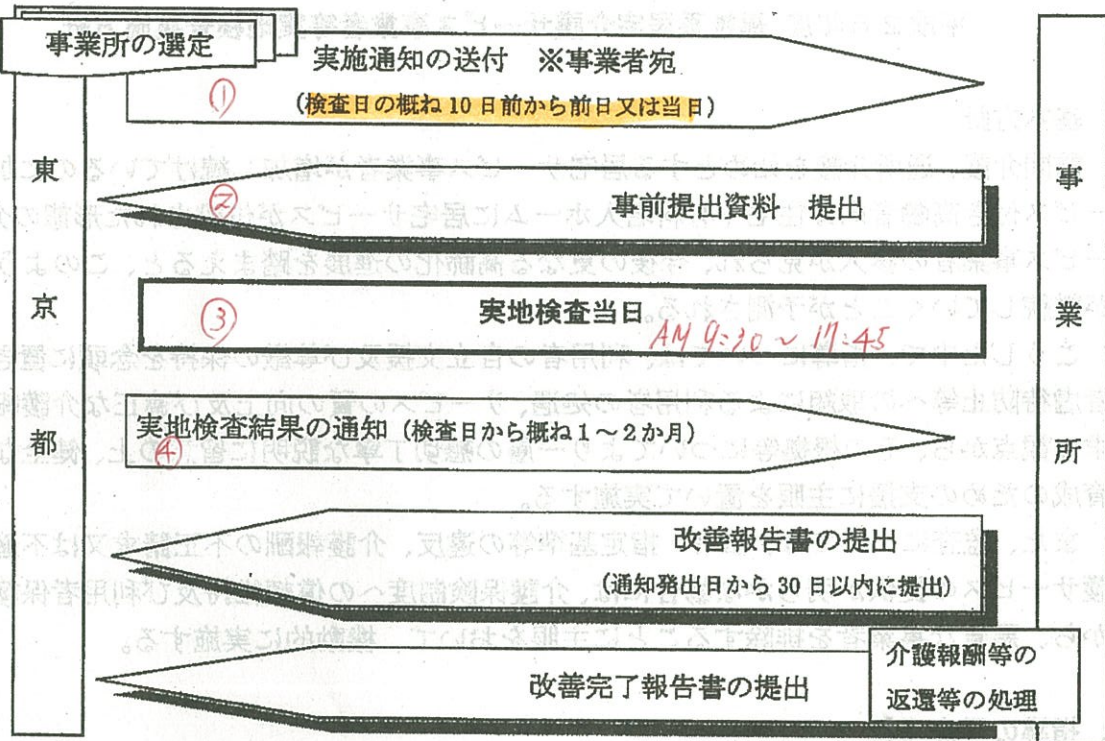
## 東京都の実地検査について

東京都は、次の規定に基づき、事業所等において実施する検査を「実地検査」と呼んでいます。

### 【根拠規定】

- ・ 介護保険法 第24条  
第76条（居宅介護支援は第83条、介護予防は第115条の7）  
第115条の33…業務管理体制の整備に関する報告等
- ・ 生活保護法 第54条の2第4項において準用する第54条

～ 実地検査の流れ ～



※ 実地検査結果及び改善状況は、福祉保健局ホームページに掲載しています。(P63～64 参照)

～ 行政指導・行政処分について ～

